

第4期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画 概要

〈計画期間〉令和6年度から令和11年度

〈計画の目的〉

歯科口腔保健に係る本県の現状や取組方針、行政及び歯科保健医療従事者等の役割分担を明確化し、県民の歯と口腔の健康づくりの環境整備、行動・意識の改善を着実に推進する。

第4期計画における取組みの視点

ライフステージに応じた歯科疾患予防・口腔機能維持向上の推進

- 【妊産婦期（胎児期）】 胎児の口腔内発育状況
- 【乳幼児期】 発達状況に応じた歯列・口腔環境の獲得
- 【学齢期】 う蝕予防、良好な口腔環境の獲得
- 【成人期】 う蝕・歯周病予防、口腔機能の維持
- 【高齢期】 口腔機能の維持、歯の喪失防止、誤嚥リスクの低下、全身状態の低下予防

歯科疾患予防（う蝕予防・歯周病予防）

- フッ化物の応用
- 定期的な歯科受診
- かかりつけ歯科医の促進
- 歯口清掃等の歯科保健指導の充実
- 歯の喪失防止

口腔機能の維持・向上

- 口腔機能の低下予防

歯科口腔保健の推進

- 歯科口腔保健の正しい知識の普及
- 歯科口腔保健を担う人材の確保、資質向上

定期的に歯科検診等を受けることができない者への口腔保健の推進

- 要介護者高齢者・障がい児（者）への歯科保健医療の対応

歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備

- 歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 歯科口腔保健医療を推進するための 基本的事項

1 ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりに関する目標・計画

- (1) 妊産婦期・乳幼児期【出生前から5歳】
- (2) 学齢期【概ね6歳から19歳】
- (3) 成人期【概ね20歳から64歳】
- (4) 高齢期【概ね65歳以上】

2 定期的に歯科検診等を受けることができない人に関する歯科口腔保健目標・計画

- (1) 介護を必要とする高齢者
- (2) 障がい児（者）
- (3) 無歯科医地区に在住する通院困難者

3 歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備に関する計画

- (1) 歯科口腔保健推進のための環境整備
- (2) 正しい知識の普及啓発
- (3) 歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成
- (4) 歯科口腔保健に関わる人の連携・協力
- (5) 歯科口腔保健に関する調査・情報の提供
- (6) 口腔がん対策
- (7) 周術期口腔保健対策
- (8) 口腔外傷対策
- (9) 災害対策
- (10) 地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備